



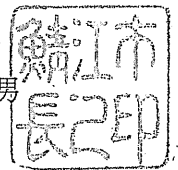
鯖江市告示第 85-2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域および字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る町の区域および字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良（区画整理）事業河和田地区（1工区）に係る換地処分の告示があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成25年6月20日

鯖江市長 牧野 百男



次の区域を河和田町30字高道に編入する。

大字	字	地番
筋生田町	3字 下田	20の一部

次の区域を河和田町33字中ノ町に編入する。

大字	字	地番
河和田町	41字 皆美田	12の一部 14の一部
筋生田町	3字 下田	12の一部 20の一部 21の一部 23 24から27までの各一部

次の区域を別司町53字下坂に編入する。

大字	字	地番
河和田町	33字 中ノ町	23
	41字 皆美田	13